

静岡市長田屋内遊び場整備運営事業
基本協定書（案）

令和〇年〇月
静岡市

静岡市長田屋内遊び場整備運営事業（以下「本事業」という。）に関し、静岡市（以下「市」という。）が実施した公募型プロポーザル手続の結果、優先交渉権者として選定された代表企業【〇〇】及び構成企業【〇〇】、【〇〇】（以下、これらを個別に又は総称して「事業者」という。）と静岡市の間で、本事業の円滑な実施に向けて、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 本協定は、本事業に関し、公募型プロポーザル手続において事業者が優先交渉権者として選定されたことを確認するとともに、市及び事業者が、本事業に係る設計施工一括請負契約（本施設の設計及び施工について市と事業者との間で締結する契約をいう。以下同じ。）及び指定管理に係る協定（本施設の管理運営業務について市と事業者との間で締結する協定をいう。以下同じ。）（以下、これらを総称して「本契約等」という。）の締結に向けて、それぞれ誠実に対応すべき義務その他本事業を円滑に推進するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。
- 2 本協定において使用する用語の意義は、本文中に特に定めるもののほか、市が公表した静岡市長田屋内遊び場整備運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）及び要求水準書の例による。
- 3 本協定は、市に対し金銭の支払義務その他の支出負担行為を生じさせるものではなく、市による金銭の支払は、本契約等の締結その他必要な予算上の措置が講じられることを条件として行われるものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 第2条 事業者は、本事業が公共施設の整備及び管理運営に係る事業であり、公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重して本事業を実施するものとする。
- 2 市は、本事業が民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用により実施されるものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（市及び事業者の義務）

- 第3条 市及び事業者は、募集要項、要求水準書及び事業者提案書（事業者が本事業の応募に当たり市に提出した提案書類一式をいう。以下同じ。）に基づき、本契約等の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。
- 2 事業者は、前項の本契約等の締結のための協議に当たっては、市及び本事業の選定手続きに係る審査委員会の要望事項を尊重するものとする。

（本契約等の締結）

- 第4条 市及び事業者は、本協定及び募集要項に添付の設計施工一括請負契約書案並びに指定管理に係る協定案の形式及び内容にて、契約等を締結するべく最大限努力する。
- 2 指定管理に係る協定の締結にあたっては、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に関する静岡市市議会の議決及び指定管理に係る協定に定める指定管理料について当該年度の静岡市議会の議決その他必要な予算上の措置が講じられることを条件とする。
- 3 本契約等の締結前の期間に、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市は事業者に書面で通知することにより、本協定を解除し、本契約等を締結しないことができる。この場合において、事業者は市の請求に基づき、設計施工一括請負契約の契約金額

（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する金額及び指定管理に係る協定に定める指定管理料（消費税及び地方消費税を含む。）（当該協定の締結に至っていない場合は、事業者提案書に記載された指定管理料の見込額とする。）の100分の10に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により補填されないものがあるときは、その部分について市が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

ただし、代表企業以外の事業者が本項の事由に該当する場合で、市が当該事業者の離脱を認めた場合又は代表企業が当該事業者に代わる新規企業を提案し、当該新規企業が募集要項において定められた参加資格要件を満たし、本事業を実施する事業能力を有すると市が判断した場合は、当該新規企業を当事者とする本協定及び本契約等の締結により対応することができるものとする。

- （1）本事業の募集要項に定める参加資格要件を喪失したこと又は欠いていることが判明したとき。
- （2）市との契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下、「独占禁止法」という。）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から課徴金の納付命令もしくは排除措置命令を受けたとき。
- （3）事業者（法人にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治四十年法律第四十五号）第96条の6若しくは第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（準備行為）

第5条 事業者は、自己の責任及び費用負担により、本契約等の締結前においても、本事業の円滑な実施及び事業日程の遵守のために必要な準備行為を行うものとする。

- 2 前項の準備行為には、設計に関する協議、指定管理予定者による設計内容の確認及び意見提出、開業準備その他本事業を円滑に実施するために必要な行為を含むものとする。
- 3 市は、前2項に定める準備行為について、必要かつ相当な範囲で協力するものとする。

（本契約等の不成立の場合の処理）

第6条 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に関する静岡市議会の議決が得られなかったこと、又は指定管理に係る協定に定める指定管理料について当該年度の静岡市議会の議決その他必要な予算上の措置が得られなかったことにより、指定管理に係る協定の締結に至らなかった場合、それぞれが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを確認するとともに、市は、これらの議決又は予算上の措置が得られなかったことについて何ら責任を負わないこととする。

- 2 前項の場合を除き、本契約等のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、相手方の損害を賠償するものとする。

（不測の事態等への対応）

第7条 事業者は不測の事態の発生により本事業の履行が困難になる恐れがあると判断した場合は、速やかにその詳細を市に通知し、対応策については市と事業者の協議により

定めることとする。

- 2 前項に定める協議が成立しない場合は、市は合理的な対応を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第8条 市又は事業者は、本協定に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

第9条 市及び事業者は、本協定に関して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、又は本協定の履行及び本事業の実施の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

(1) 静岡市情報公開条例（平成15年4月1日静岡市条例第4号）に基づき公開する場合

(2) 法令等又は裁判所その他公的機関の命令により開示を求められた場合

- 2 本条の規定は、本協定終了後も存続する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(協定の変更)

第11条 本協定は、市及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

(有効期間及び解除)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から設計施工一括請負契約及び指定管理に係る協定がいずれも締結される日までとする。

- 2 市は、事業者が本協定に違反したとき、その他本協定を継続し難い重大な事由があると認めるときは、事業者に書面で通知の上、本協定を解除することができる。なお、当該解除は、市の第8条に基づく損害賠償請求を妨げない。

- 3 本協定が終了した場合であっても、第4条第3項、第8条、第9条、第14条及び第15条の規定は有効に存続するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義がある事項については、市及び事業者が誠実に協議してこれを定めるものとする。

(準拠法)

第14条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第15条 本協定に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、市並びに事業者の代表企業及び構成企業がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(市)
静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市
静岡市長
印

(事業者)
(代表企業)
所 在 地
商号又は名称
代 表 者
印

(構成企業)
所 在 地
商号又は名称
代 表 者
印

(以下、構成企業ごとに記載)